平成２９年（ヒ）第１２号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目18番11号
清算株式会社　ＭＩＤＯＲＩ株式会社
代表清算人　村上金一郎
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始命令日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、協定債権者の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち特別清算開始命令日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　株式会社名古屋銀行を除く各債権者の有する一般債権
ア　各債権者に対する弁済額
各債権額に、4.25386310パーセントの弁済割合を乗じた金額をもって、弁済額とする。
イ　弁済の時期
本協定認可決定確定後１ヶ月以内に、アの弁済額を弁済する。
ウ　免除
イの弁済時に、一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
⑵　株式会社名古屋銀行の有する一般債権
前記⑴のイの弁済時に、一般債権全額の免除を受ける。
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第３号
京都市上京区室町下立売上る勘解由小路町165番地２（再生手続開始決定時の本店所在地）京都市中京区御幸町通二条下る山本町425番地
再生債務者　株式会社大野録
1　決議に付する再生計画案　平成29年５月23日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成29年10月17日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成29年10月10日
平成29年９月７日
京都地方裁判所第５民事部

再生計画取消

平成１５年（再）第２号
三重県多気郡多気町古江89番地の２
再生債務者　株式会社上田組
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成16年４月20日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成29年９月５日　津地方裁判所松阪支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第６０号
神奈川県座間市小松原１丁目16番13―305号　ボヌールガーデン南林間
再生債務者　黒沼　昭宏
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年９月27日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月11日から平成29年10月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（再イ）第２１４号
名古屋市西区児玉３丁目31番16号
再生債務者　麻生　和久
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年９月29日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月６日から平成29年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第４７号
愛知県豊田市田中町５丁目３番地１　グローリアス豊田田中町203号
再生債務者　竹本　邦彦
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年９月29日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月６日から平成29年10月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２９年（再イ）第３５号
兵庫県伊丹市森本１丁目８番地の20　リッツ伊丹304号
再生債務者　岡本　彰
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年９月29日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月13日から平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２９年（再イ）第７号
鳥取県米子市夜見町2993番地25
再生債務者　山﨑　弘幸
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年９月29日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月13日から平成29年10月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（再イ）第１８９号
札幌市東区北６条東６丁目１番地５　サーム北６条708号
再生債務者　星川　博巳
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月２日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月16日から平成29年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２０５号
札幌市白石区本通13丁目北２番８―406号
再生債務者　宮本　和昌
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月２日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月16日から平成29年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２１３号
札幌市白石区南郷通16丁目北４番14号　ＪＰコート南郷Ｂ―201号
再生債務者　笹舘　健児
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月２日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月16日から平成29年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１６号
秋田市飯島字家ノ下８番地１　メゾンドネージュＡ―ｇ号
再生債務者　佐々木真倫
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月２日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月17日から平成29年10月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１２号
山口県下関市大字福江1548番地１
再生債務者　丸繁　博道
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月２日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月16日から平成29年10月23日まで
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２９年（再イ）第１９４号
福岡市早良区野芥５丁目42番20号
再生債務者　北川　愛美
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月２日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月10日から平成29年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部